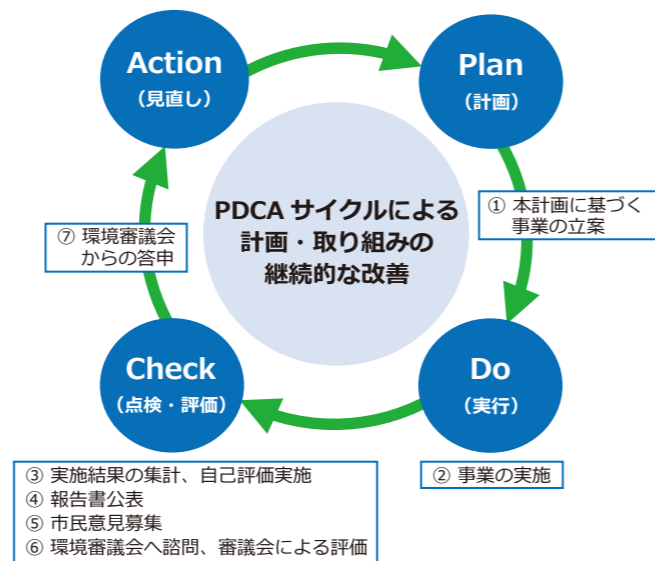


8 計画の進行管理

■進行管理のイメージ



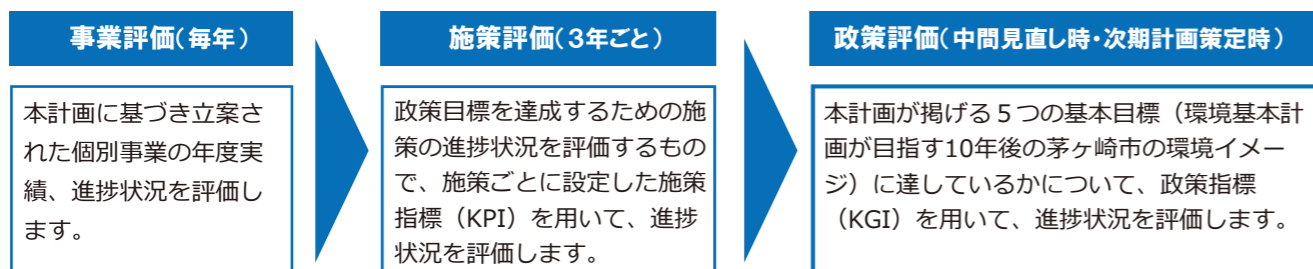
●計画の進行管理

計画を着実に推進し、進行管理を行うため、PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。また、施策の実施状況や政策目標の達成状況は、茅ヶ崎市環境審議会による審議を行うとともに、市民・市民団体や事業者からの意見把握に努めます。

●計画の評価

計画の評価は、以下のスケジュールに基づき実施していきます。また、国内外の政策動向等の変化をふまえ、必要に応じて見直しを行います。

■計画の評価



茅ヶ崎市環境基本計画 概要版

Chigasaki-City The Basic Environmental Master Plan

持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された17のゴール・169のターゲットから構成される2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴールが相互に関係しており、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益を目指すという特徴を持っています。特にSDGsの数多くのゴール・ターゲットに、環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題が含まれることから、環境分野での取り組みには、経済・社会的課題などの同時解決に資する効果があります。



出典：国際連合広報センターウェブサイト

茅ヶ崎市環境基本計画 (概要版)

令和3(2021)年4月 発行

発行 茅ヶ崎市
編集 環境部環境政策課
〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話 0467-82-1111 (代表)
FAX 0467-57-8388
ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

二次元バーコード



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

茅ヶ崎市

令和3(2021)年4月策定

1 計画策定の目的・位置づけ

本計画は、環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を示すとともに、市民、事業者、市が担うべき取り組みを明示するものです。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含する計画であり、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する計画として位置づけます。

本計画では「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を考慮し、生活・社会・経済及び自然環境等の様々な課題の解決に資するよう、各種取り組みを推進します。

2 計画の期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とし、概ね5年を目途に中間見直しを行います。

3 計画の範囲

身近な地域レベルの環境問題から気候変動などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えます。また、対象とする地域は茅ヶ崎市全域とし、広域的な取り組みが必要なものについては、国、県、周辺市町などと協力しながら課題の解決に取り組むものとしします。

■対象分野



4 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市民、事業者、市とし、公平な役割分担の下に各々がその役割に応じ、環境に配慮した行動を実践します。

| 市民 | 事業者 | 市 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">●自らが取り組みの主体であることを自覚し、取り組みを推進するための活動に参画します。●日常生活の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、市や事業者との連携・協力による環境施策の推進に主体的に参加・協力します。 | <ul style="list-style-type: none">●事業活動を行うにあたり、地域社会との調和を図るよう努めます。●事業活動の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、事業活動そのものを環境負荷低減型へと移行していくよう取り組みます。●市民や市との連携・協力による環境施策の推進に主体的に参加・協力します。 | <ul style="list-style-type: none">●環境配慮に積極的に取り組むとともに、本計画に示す施策の確実な推進及び計画の進行管理を行います。●市民や事業者との連携・協力による環境施策の推進に必要な仕組みづくり等の基盤整備を行います。 |

5 茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像



私たちが目指すべき将来の茅ヶ崎市では、まちづくりから市民生活、事業活動に至るまで、あらゆる場面で環境への配慮が根底に据えられています。

美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、市街地のみどり、文化遺産等が、生活の基盤となる貴重な財産として認識され、そのさまざまな機能を発揮しつつ、適切に保全・維持管理されています。市内では、自然と調和した美しい景観が保たれており、そうした環境の中で多様な生きものが健全な状態で生息・生育しています。

市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄使いせず有効利用するよう心がけ、環境負荷を低減した循環型・低炭素型の生活や事業活動を実践しています。気候変動に適応した取り組みが進み、気候変動による影響を回避・軽減できるまちになっています。

また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した暮らし方、環境について学び、行動する姿勢は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれています。

本計画に掲げられた環境負荷の低減や生物多様性の保全の取り組みは、さまざまな主体の連携のもと進められています。また、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発によって確実に進められ、効果を上げています。

そして、こうした取り組みは市外への情報発信によって、市域を越えた『持続可能な社会』の実現に貢献しています。

6 将来像の達成に向けた市の取り組み

政策目標 1 自然と人が共生するまち

基本方針(1) 生物多様性の保全

- ・貴重な生きものが生息・生育するみどりの保全・再生に取り組むとともに、市民、事業者と連携・協力しながら市内の生きものの生息・生育の実態を把握します。
- ・生きもののために生物多様性を保全することが、同時に人間の日常生活を支え豊かにしてくれていることを市民や事業者に普及・啓発します。

- 施策① 重要度の高い自然環境の保全
- 施策② 生きものの生息・生育環境の保全
- 施策③ 生物多様性の保全に向けた理解の促進

基本方針(2) みどりの保全

- ・人々が身近にふれあう公園、緑地、水辺の保全に努めます。

- 施策④ 公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進
- 施策⑤ 河川・水辺、海岸の保全、整備
- 施策⑥ 農地、森林の保全



政策目標 2 良好な生活環境が保全されているまち

基本方針(3) 良好な生活環境の保全

- ・暮らしの中から生じる公害の未然防止を図るため、市民、事業者への啓発活動を行います。
- ・大気、水質、騒音など、市内の環境状態の監視・測定を実施します。
- ・水循環の維持・回復のために、雨水の地下浸透を促進します。

- 施策⑦ 公害防止対策の推進
- 施策⑧ 健全な水循環の維持
- 施策⑨ 地域での生活環境の保全



基本方針(4) 快適な生活環境の形成

- ・まちの美化に関する市民、事業者の意識の高揚を図ります。
- ・魅力的で快適な景観づくりを推進します。

- 施策⑩ まちの美化の推進
- 施策⑪ 良好な景観形成の推進



政策目標 3 資源を大切に作る循環型のまち

基本方針(5) ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

- ・「資源循環型まちづくり」に向け、「ごみ」の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、要らないものを買わない・断る（リフューズ）の4Rに関する施策を積極的に推進します。

- 施策⑫ 4Rの推進
- 施策⑬ ごみの排出抑制と受益者負担の適正化

基本方針(6) 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築

- ・「ごみ」の自区域内処理の原則のもと、地球環境に負荷を与えない、地域経済の発展に寄与する「資源循環型まちづくり」を目指したごみ処理システムを構築します。

- 施策⑭ 適正な収集・運搬の実施
- 施策⑮ 適正な処理・処分の実施



政策目標 4 気候変動に対応できるまち

基本方針(7) 気候変動緩和策の推進

- ・温室効果ガス排出抑制を目指し、エネルギーや資源を賢く使うライフスタイル、事業活動への転換を促進します。
- ・自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、災害時にも役立つ再生可能エネルギー設備の導入を促進します。
- ・省エネルギーに配慮した建物・設備とするよう情報提供を行います。

- 施策⑯ 家庭・事業者の省エネルギーの推進
- 施策⑰ 公共施設の省エネルギーの推進
- 施策⑱ 再生可能エネルギーの適切な導入の推進

基本方針(8) 気候変動適応策の推進

- ・気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力を強化します。
- ・気候変動対策の必要性の周知・啓発を行います。

- 施策⑲ 自然災害対策の推進
- 施策⑳ 健康被害対策の推進



茅ヶ崎市・寒川町 気候非常事態宣言（2021年4月1日）【抜粋】

1. あらゆる対応策を講じ、2050年までに、「二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指します。
2. 深刻化する自然災害、猛暑による健康被害、農水産業への影響などを正しく理解し、気候変動に対する適応策を推進します。
3. 住民や事業者、団体、行政などが、情報を共有し、連携・協力して気候変動対策に取り組みます。

茅ヶ崎市と寒川町は、気候非常事態宣言を共同で表明しました。住民や事業者、団体と行政が連携・協力し、気候の危機を正しく理解するとともに、豊かな環境が保たれた、持続可能な社会の実現に向けて、気候変動対策に取り組みます。



政策目標 5 環境に配慮した行動を実践するまち

基本方針(9) 環境教育・環境学習の充実

- ・未来を担う子どもたちに向けて、学校における環境教育の充実を図ります。
- ・市民が参加しやすい環境学習会やイベントの開催などを通じて、環境学習の充実を図ります。
- ・庁内における環境意識の向上を図ります。

- 施策⑲ 学校における環境教育の充実
- 施策⑳ 地域における環境学習機会の拡充
- 施策㉑ 庁内の環境意識の向上



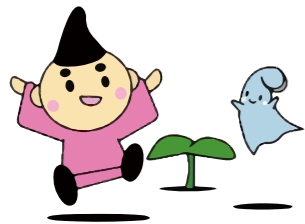
基本方針(10) 環境活動の促進

- ・市民、事業者の環境に配慮した活動に対する支援を行います。
- ・様々な媒体を活用しながら、市内の環境に係る情報発信を行います。

- 施策㉒ 環境に配慮した活動への支援
- 施策㉓ 環境に関する情報の発信



政策目標 1 自然と人が共生するまち

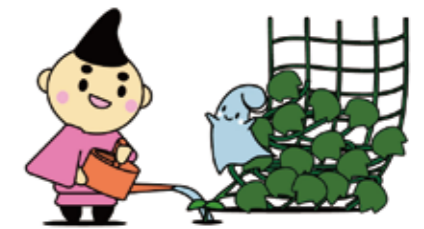


- 自然を大切にし、樹林や水辺などを守る活動に参加します。
- 身近な動植物に関心を持ち、生きもの調査などに、積極的に参加します。
- 外来生物を放さないなど、生物多様性に配慮した行動をします。
- 庭に植物を植えるなど、多様な生きものが一緒に暮らせる環境を守ります。



政策目標 4 気候変動に対応できるまち

- 温室効果ガス排出量削減のために、低炭素型の製品・サービスを賢く選択するライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図ります。
- 太陽光発電など、再生可能エネルギーを活用します。
- 気候変動により想定される災害の発生に備え、食料や水の備蓄やハザードマップの確認をします。
- 適切な室温の管理など、熱中症による健康被害の対策を行います。



7 将来像の達成に向け、 私たちにできること

政策目標 2 良好な生活環境が 保全されているまち

- 騒音の防止など近隣に配慮した生活を心がけます。
- ペットボトルやたばこの吸い殻などのポイ捨てをしません。
- クリーンキャンペーンなどの地域の環境美化活動に進んで参加します。



政策目標 5 環境に配慮した 行動を実践するまち

- 省エネルギー、4Rなどについて自主的に学習し、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルに転換します。
- 環境保全に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持ちます。
- 事業活動では、環境保全に対する方針や環境影響などに関する学習機会を設け、従業員の理解を深めます。
- 環境について、学んだことを家族や職場で話し合います。
- 環境に関する講座やイベントに参加します。



政策目標 3 資源を大切にする循環型のまち

- ごみは正しく分別してから出すことを徹底します。
- ごみの少なくなるものや、長く使えるものを選んで買います。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- 使い捨てプラスチックはできるだけ使わないようにします。
- 梱包や包装は簡素化します。
- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものはつくりません、売りません。
- 事業活動では、ごみと資源物を自らの責任で正しく処理をします。

